

健長第948号  
令和3年5月21日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
協力要請について（依頼）

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき2月13日から7月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域及び実施すべき期間が変更されることを受け、5月21日をもって一部改訂しましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また、感染予防の啓発を図るため、「感染の事例と予防のポイント」について、別添のとおり改めて作成しましたので、貴施設職員の皆様への周知につきましても御協力をお願いいたします。

■新型コロナウイルス感染症の事例と予防のポイント

（山梨県ホームページ掲載）

[https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/documents/2105\\_cv19\\_trend\\_and\\_caution.pdf](https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/documents/2105_cv19_trend_and_caution.pdf)



福祉保健部健康長寿推進課  
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp  
FAX : 055-223-1469  
・介護サービス振興担当  
TEL : 055 (223) 1455  
・介護基盤整備担当  
TEL : 055 (223) 1451

# 新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請について

感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第24条第9項に基づき、2月13日から7月31日までの間、次に掲げる感染拡大防止対策への協力を要請します。

感染力の強い変異株が拡大する中、県民・事業者の皆様には、本要請について一層のご協力をお願いします。

なお、今回の協力要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和3年2月12日  
(令和3年5月21日改訂)

山梨県知事 長崎 幸太郎

## 1 山梨県民の皆様へ

- (1) 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底するとともに、十分な換気に配慮するよう要請します。
- (2) 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場への外出、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を自粛するよう要請します。
- (3) 緊急事態措置の対象区域となる都道府県への次の措置期間の移動は、通勤、通学、通院など、やむを得ない事情がある場合を除き、自粛するよう要請します。

(措置期間)

東京都、京都府、大阪府、兵庫県：令和3年4月25日から5月31日まで  
愛知県、福岡県：令和3年5月12日から5月31日まで  
北海道、岡山県、広島県：令和3年5月16日から5月31日まで  
沖縄県：令和3年5月23日から6月20日まで

また、やむを得ない事情で移動する場合においても、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加など、感染リスクの高い行動を自粛するよう要請します。

- (4) まん延防止等重点措置の対象区域が含まれる都道府県への次の措置期間の移動は、慎重な判断を行うよう要請します。

(措置期間)

沖縄県：令和3年4月12日から5月22日まで（5月23日以降は緊急事態措置対象区域）  
埼玉県、千葉県、神奈川県：令和3年4月20日から5月31日まで  
愛媛県：令和3年4月25日から5月22日まで  
岐阜県、三重県：令和3年5月9日から5月31日まで  
群馬県、石川県、熊本県：令和3年5月16日から6月13日まで

また、当該地域へ移動する場合においても、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加など、感染リスクの高い行動を自粛するよう要請します。

特に、近接する埼玉県、千葉県、神奈川県については、移動につきより慎重な判断を行うとともに、通勤や通学などでやむなく移動する場合には、感染リスクの高い行動の自粛に一層配慮するよう要請します。

- (5) 基本的な感染防止対策が行われていない大人数での会食については、自粛するよう要請します。

会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）を利用するとともに、当該施設が定める感染防止ルールを厳守するよう要請します。

- (6) スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（略称：COCOA）の利用を進めるよう要請します。

## 2 事業者の皆様へ

- (1) 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙1に掲げる施設の管理者に対しては、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けるよう要請します。
- (2) 全ての施設・事業所等において、別紙2に示す適切な感染防止対策に加え、国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講ずるよう要請します。  
また、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など、人との接触を低減する取り組みを行うよう要請します。
- (3) イベント等の開催については、県が別途示す目安のとおりとし、感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期するよう要請します。

## 3 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われてない施設の利用自粛を呼びかけること。

特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求めること。

- ② 山梨県と協働して、市町村の区域内に所在するやまなしグリーン・ゾーン認証制度の対象施設の管理者に対し、認証を受けるよう働きかけること。

## 別紙1 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

## 別紙2 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状<sup>(※)</sup>がある従業員等の出勤を停止</li> </ul> <p style="text-align: center;">※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状<sup>(※)</sup>がある来訪者の入場を制限</li> </ul>
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</li> </ul>
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の定期的な消毒</li> </ul>
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張の抑制(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限</li> </ul>





## 藤井 総長 による 状況分析

- ・感染者数は4月以降増加傾向が継続
- ・感染力1.3倍、重症化率1.4倍と報告されている変異株の割合が急速に拡大傾向
- ・若年層の割合が半分超
- ・家族・親族や知人など身近に接している人からの感染が大半  
➔ わずかな気の緩みが感染拡大に繋がる。確実な感染対策の実施を

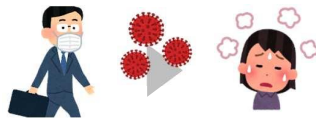
## 感染傾向を踏まえた予防のポイント

- ❗ **仕事や学校、休む勇気、休ませる配慮を**  
少しでも調子が悪い時は、仕事や学校を休み、早めに受診・相談を
- ❗ **家庭に持ち込まない・広げない**  
緊急事態宣言地域との往来は控え、まん延防止等重点措置地域との往来は慎重に判断を
- ❗ **会食の場面に注意**  
会食に際しては、グリーン・ゾーン認証施設を利用し、飲食時以外のマスク着用等、お店のルールを守って短時間で

## 特に気をつけるべき事例

### 県外から家庭に持ち込まれた事例

- 父が県外の流行地を仕事で移動
- ➔ 帰宅後軽い咳が出たがすぐ収まったため、受診せず
- ➔ 娘に発熱、咳等の症状が出たため、受診し陽性判明
- ➔ 娘の濃厚接触者として父も検査し、陽性判明
- ➔ その後、家族全員が陽性判明



※ 感染予防のポイントを分かりやすく説明するため、実例を基に編集しています。

### 同居人及び知人に拡大した事例

- シェアハウスの住人と友人家族で、友人宅でホームパーティー(マスクを外す機会が多かった)
- ➔ 友人1人に咳、発熱等の症状が出たため受診、陽性判明
- ➔ 濃厚接触者として全員を検査
- ➔ 全員陽性(変異株)と判明



- ❗ **軽い症状でも早めの受診を!**  
受診時には流行地に訪問している等を伝えましょう。

- ❗ **変異株は感染力が強く集団の感染人数が増加しています。**  
「親しい人=安全」ではありません。  
家飲みや屋外でのバーベキューもリスクがあります。

### 学生の交友関係で感染の連鎖が発生した事例

- 大学生Aに症状が出て、陽性が判明
- ➔ Aと家飲みしたサークル仲間B,C,Dを検査、B,Cが陽性判明
- ➔ Bの交際相手Eも検査し、陽性判明
- ➔ Cと一緒に会食していた友人F,Gも検査し、陽性判明



### 濃厚接触者の健康観察中に陽性となった事例

- 娘に症状が出て、陽性が判明
- ➔ 濃厚接触者として家族(無症状)3名を検査し、陰性。
- ➔ 2日後に夫が、7日後に息子が発症、検査し陽性判明。



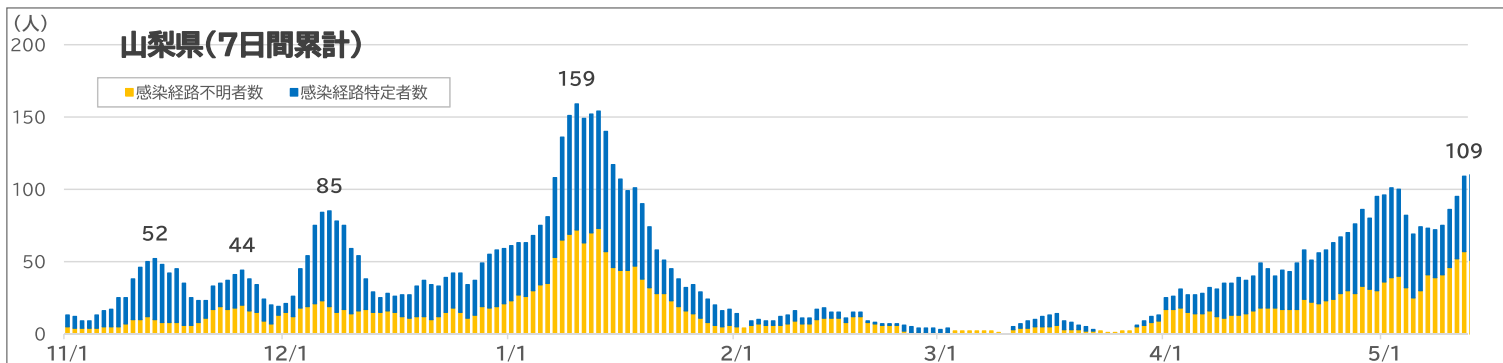
- ❗ **1人をきっかけに、仲間から仲間へ感染が広がってしまう例がいくつも起こっています。**  
あなたの行動が、あなたの知らない人を感染させてしまうかもしれません。  
基本的な感染対策を徹底しましょう。

- ❗ **1回の検査で陰性となっても安心できません。**  
濃厚接触者は、最終接触から14日間の自宅待機を。  
陽性になる可能性を考えて外出はせず、  
保健所の健康観察には必ずご協力ください。

# 最近の感染傾向

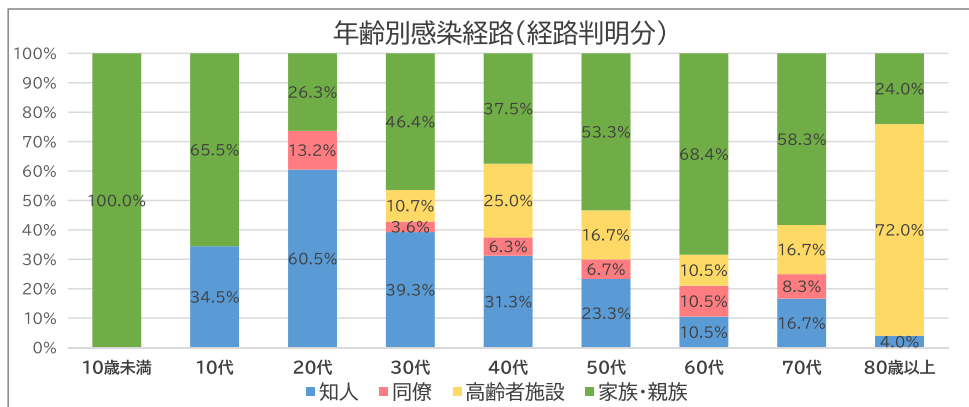
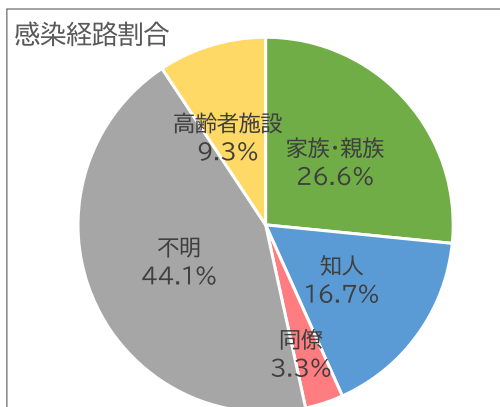
## 新規感染者数(7日間累計)の傾向

👉 4月前半から感染者が急増し、4月は1月に続き過去2番目の感染者数に(243人)



## 4月以降の感染経路の傾向

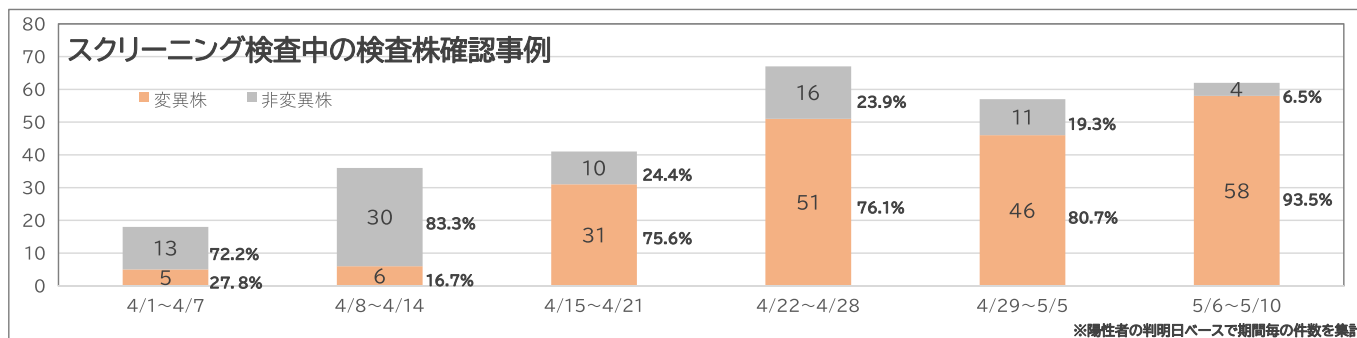
👉 若年層は知人や家族・親族からが、中高年層は家族・親族内や施設内感染が多数



# 変異株の県内確認状況

## 変異株確認事例

👉 4月前半から県内確認事例が増加スクリーニング検査の9割超を占める状況に



## 変異株の年代別確認数

👉 20代の確認事例が最多(高齢者は施設での変異株クラスターが多数)※型別では、英国株が106件(53.8%)(その他はゲノム解析依頼中等)

